仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の改正（中間案）に関する意見募集について

１　条例の改正の背景　なぜ条例を改正する必要があるのか

国は平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）を施行し、それに伴い本市でも平成28年4月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

国は令和3年6月に改正法を公布（施行は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）し、事業者による合理的配慮の提供を義務付けました。また、法改正に伴い、現在、内閣府の障害者政策委員会において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の改定に向けた議論が進められているところです。

条例においても、法改正に伴う改正が必要であるほか、障害者差別の解消に向けた取り組みは、社会情勢の変化等に合わせてその内容を充実させることが求められることから、条例施行後の運用状況等を踏まえた改正を行います。

２　条例の改正の基本的な考え方

（１）法改正並びに基本方針改定の内容を踏まえた改正を行います。

（２）本市における条例施行後の運用状況や障害者差別等に関する現状・課題等を踏まえた改正を行います。

（３）障害のある方やその家族、支援者、事業者等の意見を踏まえた改正を行うため、ヒアリングやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、幅広い理解を得ながら進めます。

３　条例の改正に係るこれまでの主な経過

（１）仙台市障害者せ策推進協議会における検討

令和３年11月から

・条例の見直しのあり方について諮問

・障害当事者等の臨時委員を追加し、令和4年11月までに7回開催

（２）障害のある方や関係団体等からの意見聴取

令和3年12月から令和4年2月

障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方への配慮に取り組んでいる事例（配慮が得られた事例）の募集（計107件）

令和4年2月から令和4年6月

・障害福祉関係団体（障害当事者やその家族、支援者）からの意見聴取（計12団体33名）

・事業者団体等からの意見聴取（計13団体32名）

（３）市民への周知並びに関心を高める取り組み

令和4年10月

・障害の有無にかかわらず広く市民が参加できる意見交換の場としてワークショップ「ココロン・カフェ」を開催

令和4年12月

・「共に暮らしやすい社会」をテーマに、障害当事者、支援者、事業者、教員から各分野の事例共有等を行うシンポジウムを開催

４　条例の改正（中間案）に関する意見募集

条例の改正にあたり、中間案について市民の皆様のご意見をお寄せください。

（１） 募集期間

令和4年12月22日木曜日から令和5年1月25日水曜日まで　※当日消印有効

（２）提出方法

　別添の提出様式（任意の様式でも可能）を作成の上、郵送、FAX、Eメールで、住所、氏名、電話番号もしくはFAX番号またはEメールアドレスをご記入の上、仙台市健康福祉局障害企画課あてにお送りください。また、電子申請による提出も可能です。なお、電話によるご意見の受付はいたしませんのでご了承ください。　　　※上記の方法による提出が困難であり、上記以外の方法による提出を希望される場合はご連絡ください。

　提出先

　郵送：〒980-8671　仙台市青葉区こくぶん町3-7-1　仙台市健康福祉局障害企画課宛

　FAX ：022-223-3573　　Eメール：f u k005330@city.sendai.jp

電子申請

URL:<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1669520635673>

（３）提出された意見の取扱い

　・提出された意見に対する個別の回答はいたしません。ただし内容について確認するためにご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

　・提出された意見については、条例の改正の参考にさせていただくとともに、提出者の氏名等個人を特定できる情報を除いて公表させていただきます。個人情報については、意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。

　※これまでの条例の改正の検討経過については、以下の仙台市障害者せ策推進協議会のホームページをご覧ください。

URL:

[http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/shise/security/kokai/fuzoku](http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/shise/security/kokai/fuzoku/fuzokukikan/kenko/shogaisha.html)

[/fuzokukikan/kenko/shogaisha.html](http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/shise/security/kokai/fuzoku/fuzokukikan/kenko/shogaisha.html)

問い合わせ先　仙台市健康福祉局障害企画課

TEL：022-214-8163　FAX ：022-223-3573　Eメール：f u k005330@city.sendai.jp

仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の改正（中間案）

条例の改正（中間案）の構成

１　前文

２　目的（第１条）

３　定義（第２条）

４　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第３条）

５　市、事業者、市民の責務（第４条から第６条）

６　不当な差別的取扱いの禁止（第７条）

７　市、事業者が行う合理的配慮（第８条、第９条）

８　基本的な施策（第10条から第14条）

９　差別に関する相談等（第15条から第20条）

注意事項

※記載している条番号は現行の条例の条番号です。

※≪二重山形かっこ≫で前後を挟んでいる部分は改正が必要と考えた規定です。

１　前文

前文では条例を制定する趣旨を明らかにします。

・すべての人は、かけがえのない個人として尊重され、市民一人ひとりが多様な人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、生きがいを持って、安心した生活を送ることができる社会の実現は、わたしたちの共通の願いです。

・しかしながら、障害のある人は、心身の障害による生活のしづらさに加えて、周囲の理解の不足や偏見、障害への配慮が十分ではない仕組みや慣習等のさまざまな社会的な障壁による困難を抱え、ときには、障害者虐待など人権を侵害される深刻な状況に置かれることもあります。

・みぞうの被害をもたらした東日本大震災においては、災害対策や地域生活において、障害への配慮が不十分な現状が明らかになりました。

・障害を理由とする差別をなくすためには、市民一人ひとりがこの問題を深く受け止め、自分たちの暮らしの中で向き合い、差別の解消に向けて共に取り組むことが必要です。

・わたしたちのまち仙台には、「健康都市宣言」や日本で初めての「身体障害者福祉モデル都市」指定など、障害者の生活圏拡張運動や福祉のまちづくりの発祥地と言われる、障害のある人自身が発信し、市民とともに福祉のまちづくりに取り組んできた歴史があります。また、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」をいち早く制定し、さまざまな施設がすべての人にとって利用しやすいものとなるように、整備に努めてきました。

・こうした福祉のまちづくりの歴史を継承し、市民、事業者、行政が共に知恵と力を出し合い、障害を理由とする差別をなくすことを決意し、一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加を実現できる共生のまち・仙台を目指すため、この条例を制定します。

改正の考え方について

・障害者を取り巻く状況は日々変化していますが、本条例の理念等に影響する大きな変化は条例制定以降生じておらず、条例の制定目的や目指す姿に変更は無いことから、前文の改正は行わないものと考えています。

２　目的（第１条）

条例の制定目的について以下の趣旨とします。

・本市における障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにします。

・障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合う共生社会の実現に寄与することを目的とします。

改正の考え方について

・前文と同様、条例の制定目的や目指す姿に変更は無いことから、目的の改正は行わないものと考えています。

３　定義（第２条）

この条例において用いる用語を以下のとおり定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにします。

・「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいいます。

・「障害者」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

・「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

・「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいいます。

・「合理的配慮」とは、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいいます。

≪・「事業者」とは、商業その他の事業を行う者をいいます。≫

改正の考え方について

・令和３年６月に公布された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の改正に伴い、条例でも事業者の合理的配慮の提供を義務化するにあたり、対象となる事業者を明確にするため、「事業者」の定義を新たに追加する必要があると考えます。

４　障害を理由とする差別の解消の基本理念（第３条）

相互に尊重し合う共生社会の実現に寄与することを目的として、障害を理由とする差別の解消を推進するため、以下のとおり基本理念を定めます。

・全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳がおもんぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有します。

・なんぴとも、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはなりません。

・社会的障壁の除去のためには、≪障害者との対話を行いながら、≫合理的配慮を行うことが促進される必要があります。

≪・全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることとします。≫

・障害を理由とする差別は、障害者に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深める必要があります。

・障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を踏まえ、≪全ての障害者について、≫障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められます。

・災害時においては、≪障害者が避難や生活等をする上で、より困難な状況に置かれることを踏まえ、≫障害者の安全≪及び安心≫を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められます。

改正の考え方について

・障害者との対話を行いながら合理的配慮を提供することについて、現行条例では事業者の責務として規定していましたが、合理的配慮の提供を進めるにあたっては、そう方向のコミュニケーションが重要となることから、合理的配慮全般に係る事項として基本理念に移動させる必要があると考えます。

・令和４年５月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害者の情報の取得及び利用、円滑な意思疎通は改めて重要視されているところであり、情報の取得又は利用のための手段についての選択機会の拡大や、意思疎通のための手段についての選択機会の確保について、基本理念へ新たに追加する必要があると考えます。

・障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいことや、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を例として、全ての障害者に対して、その性別、年齢、状況等に応じた配慮が求められることを強調する必要があると考えます。

・障害者は、災害時に避難や生活等をする上で、障害のない人に比べてより困難な状況に置かれること、また、障害者の安全に加えて安心を確保するために地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められることを追加する必要があると考えます。

５　市、事業者、市民の責務（第４条から第６条）

市、事業者、市民が果たすべき役割を明らかにするため、以下のとおり責務を定めます。

・「市」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

・「事業者」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

・「市民」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

改正の考え方について

・事業者の責務として規定していた、障害者との対話を行いながら合理的配慮を提供することについて、合理的配慮全般に係る事項であることから、基本理念に移動させる必要があると考えます。

６　不当な差別的取扱いの禁止（第７条）

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、市及び事業者は、以下に掲げる取扱い、その他の不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはいけません。

・福祉サービスの分野

・福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、≪福祉サービスを行う施設への入所や入居による≫生活を強制してはいけません。

・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、もしくは制限し、又は提供に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

・医療の分野

・法令に特別の定めがある場合を除き、障害者が希望しない入院その他の医療を受けることを強制し、又は自由な行動を制限してはいけません。

・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒否し、もしくは制限し、又は提供に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

・商品販売・サービス提供の分野

・障害者に商品の販売やサービスの提供をする場合において、障害者に対して、客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、販売もしくは提供を拒否し、もしくは制限し、又はこれらに条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

・教育の分野

・障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じなければいけません。

・障害者やその保護者の意見を聴かず、もしくは意思を尊重せず、又は必要な説明を行わずに、就学する学校又は特別支援学校を決定してはいけません。

・雇用に関する分野

・労働者の募集や採用を行うにあたり、業務の性質じょうやむを得ない場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の応募・採用を拒否し、もしくは制限し、又はこれらに条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

・障害者を雇用する場合において、障害者が合理的配慮をおこなってもなおその業務を遂行することができない場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他労働条件について障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること、又は解雇し、もしくは退職を強制してはいけません。

・建物等・公共交通機関の利用の分野

・障害者が不特定多数の者の利用にきょうされている建物等又は公共交通機関を利用す　る場合において、建物等又は旅客施設、もしくは車両等の構造上やむを得ないと認められる場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、利用を拒否し、もしくは制限し、又は利用に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

・不動産の取引の分野

・不動産の取引を行う場合において、建物等の構造上やむを得ないと認められる場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸もしくは賃借権の譲渡を拒否し、もしくは制限し、又はこれらに条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

・情報提供・意思表示等に関する分野

・障害者に対し情報を提供し、又は障害者から意思の表示を受ける場合において、障害者が情報の内容を確認することができる手段により情報を提供することに著しい支障がある場合、障害者が選択した方法によってはその表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供もしくは意思の表示を受けることを拒否し、もしくは制限し、又はこれらに条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

改正の考え方について

・福祉サービスの利用の強制に関して、対象サービスを入所施設に限定している現行条例の表現について修正する必要があると考えます。

７　市、事業者が行う合理的配慮（第８条、第９条）

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、それぞれの障害者の状況等に応じた合理的配慮が提供されるよう、以下のとおり定めます。

・市は、事務又は事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供しなければなりません。

・市は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保又は均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を提供しなければなりません。

・事業者は、事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供≪しなければなりません。≫

・事業者は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保又は均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を提供しなければなりません。

改正の考え方について

　・障害者差別解消法の改正に伴い、事業者の合理的配慮の提供について、努力義務から義務に改める必要があると考えます。

８　基本的な施策（第10条から第14条）

本市における障害を理由とする差別の解消を促進するために、基本的な施策を以下のとおり定めます。

・啓発活動及び交流の推進

・市は、事業者及び市民の障害及び障害者に関する関心と理解を深めるために必要　な啓発活動を行うとともに、障害者と障害者でない者又は障害者同士の交流の推進に必要な施策を実施します。

≪・教育の推進

・市は、障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施します。≫

・就労及び雇用に関する支援の充実

・市は、障害者の就労及び雇用を促進するため、障害者の就労に関する相談及び支　　援の充実を図ります。

・市は、事業者に対し、障害者の雇用及び障害者が働きやすい環境の整備の必要性に　関する啓発や情報の提供を行います。

・意思疎通の支援の充実

・市は、他者との意思疎通を図ることが困難である障害者に対してサービスもしく　は情報を提供し、又はその意思の表示を受ける場合において、意思疎通が円滑に行われるよう、障害の状態に応じた適切な配慮を行うために必要な体制の整備その他の意思疎通に関する支援の充実を図ります。

・市は、事業者に対し、他者との意思疎通を図ることが困難である障害者に対してサ　ービスもしくは情報を提供し、又はその意思の表示を受ける場合における障害の状態に応じた適切な配慮の必要性に関する啓発及び配慮の方法に関する情報の提供を行うものとします。

・政策形成過程への参画の推進

・市は、市政に関する政策形成過程における障害者の参画を推進するために、政策　　の企画、立案等にあたっては、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見の聴取を行うよう努めます。

・関係機関との連携

・市は、障害を理由とする差別の解消の施策の推進にあたり、関係機関との連携の　　強化に努めます。

≪・情報の収集及び提供

・市は、障害を理由とする差別及び差別を解消するための取組に関する情報を収集し、事業者及び市民に対して情報提供を行うよう努めます。

・人材の育成

・市は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、障害及び障害者に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他必要な施策を実施します。≫

改正の考え方について

・障害理解教育の重要性に鑑みて、障害理解教育の推進について新たに追加する必要があると考えます。

・障害者差別解消法の改正に伴い、地方公共団体は障害を理由とする差別及びその解消のための取り組みに関する情報の収集、整理及び提供について努めることが規定されたことから、条例にも新たに追加する必要があると考えます。

・障害者差別解消法の改正に伴い、地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図ることが規定されたことから、条例にも新たに追加する必要があると考えます。

９　差別に関する相談等（第15条から第20条）

障害者やその関係者からの障害を理由とする差別に関する相談、紛争解決のための助言又はあっせん等について以下のとおり定めます。

（相談）

・障害者及びその家族、後見人その他の関係者又は事業者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができます。

・市は、障害を理由とする差別に関する相談を受けた場合は、次に掲げる対応を行います。

・助言、情報提供、その他障害を理由とする差別を解消するための必要な支援を行います。

・事案の当事者や関係者に対する事実の確認や関係者間の調整を行います。

・仙台市障害者差別相談調整委員会（以下「調整委員会」という。）へ助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援を行います。

（助言又はあっせんの求め）

・障害者及びその家族、後見人その他の関係者は、障害を理由とする差別を理由とした紛争が生じている場合であって、調整が図られても紛争が解決されないとき（助言又はあっせんの求めを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかな場合を除く）は、調整委員会に対し、紛争を解決するために必要な助言又はあっせんを求めることができます。

（助言又はあっせん）

・調整委員会は、助言又はあっせんの求めがあった事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを行うことができます。

・調整委員会は、助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者やその他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができます。

（勧告・公表）

・調整委員会は、市長に対して、正当な理由なく助言又はあっせん案を受諾しなかった者や、正当な理由なく説明又は必要な資料の提出、その他の必要な調査に応じず、又は虚偽の説明をし、もしくは資料を提出した者へ必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができます。

・市長は、調整委員会より勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、求めに係る者に対し、事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

・市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。

・市長は、公表しようとするときは、公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見陳述の機会を与えなければいけません。

（調整委員会）

・障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図ることを目的として、調整委員会を設置します。

・調整委員会は委員７人以内で組織します。

・委員は障害者及び福祉、医療、教育、雇用その他障害者の権利の擁護について優れた識けんを有する者のうちから、市長が委嘱します。

・上記の他、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が定めます。

改正の考え方について

・障害者やその関係者からの障害を理由とする差別に関する相談の対応や、紛争解決のための助言又はあっせん等の支援に変更は無いことから、差別に関する相談等の改正は不要と考えます。

「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすい

まちをつくる条例」の改正（中間案）に関する意見提出様式（提出にあたってご回答いただきたい項目）

１　提出者

氏名、住所、電話番号もしくはFAX番号または電子メールアドレス

２　中間案に関するご意見をご記入ください

該当箇所、ページ、項目見出し、意見、意見の理由

※ご提出いただいたご意見の取扱い

・ご提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。ただし内容について確認するために連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

・ご提出いただいたご意見については、条例の改正の参考にさせていただくとともに、提出者の氏名等個人を特定できる情報を除いて公表させていただきます。

・個人情報については、ご意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。